

# 一般社団法人日本クレーン協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本クレーン協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、ゴンドラ、高所作業車その他これらに類似する機能を有する機械器具（以下「クレーン等」という。）に関する調査研究、教育、講習、検査、検定等の事業を行い、クレーン等に関する技術の向上及び事故又は災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) クレーン等の製造、使用及び管理に関する調査研究
- (2) クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラの性能検査並びにクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の検定
- (3) クレーン等に関する実技教習、技能講習、特別教育その他安全教育
- (4) クレーン等に関する事故又は災害の防止対策の普及啓発
- (5) クレーン等に関する技術協力
- (6) 会誌及びクレーン等に関する図書の発行並びに用品の販売
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、全国の都道府県の区域内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次条の規定により会員となった次の者をもって構成する。

- (1) 正会員 クレーン等を製造、整備、貸与、販売又は設置している者であって、この法人の目的に賛同するもの
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した者であって、正会員以外のもの
  - (3) 特別会員 クレーン等に関する学識経験を有する者であって、この法人を支援するもの又はこの法人に功労のあった者で、理事会の推薦により、一般社団法人日本クレーン協会会長（以下「会長」という。）が承認したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員及び賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第7条 前条第2項の正会員及び賛助会員（以下「正会員等」という。）になろうとする者は、所定の入会申込書により申込みを行うものとする。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程に定めるところにより、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、正会員等は、総会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 会員は、この法人を退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。
- 3 前2項の退会をもって一般法上の退社とする。

(除名)

第10条 正会員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合において、会長は、その正会員等に対し、総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又はその他の規程に違反したとき。
  - (2) この法人の事業の妨害若しくは目的に反する行為をし、又は名誉を傷つけたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その正会員等に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員等が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、正会員等がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

### 第3章 総会

(構成及び議決権)

第13条 総会は、正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (3) 各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 入会の基準及び会費等
- (6) 正会員等の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分並びに合併及び合併による事業の全部又は一部の譲渡

- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第16条第2項に規定する書面に記した総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第15条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎年度1回、6月に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員等から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員等は、次のいずれかに該当する場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

- 第16条 総会は、法令又は定款で別に定める場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間（ただし、総会に出席しない正会員等が書面によって議決権を行使することができることとしたときは、2週間）前までに通知を発しなければならない。
- 3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の通知を発しなければならない。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第18条 総会は、総正会員等の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、

出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員等の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員等は、当該総会の招集の決定に係る理事会の決議により、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員等に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、議長及び総会に出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2名が、記名押印する。

(総会の運営)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会において別に定める。

## 第4章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名以内を一般法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち2名以内を同法第91条第1項第2号に規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

（役員を選任等）

- 第24条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。
  - 3 理事会は、その決議により、前項の規定により選定された代表理事のうちから会長及び専務理事を、また、業務執行理事のうちから常務理事を選定する。
  - 4 理事会は、その決議により、第1項の規定により選任された理事のうちから副会長を選定する。
  - 5 第3項の規定により選定する会長は1名、専務理事は1名、常務理事は2名以内とし、前項の規定により選定する副会長は3名以内とする。
  - 6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  - 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行わなければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令又はこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長の業務の執行に係る職務を代行する。
  - 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
  - 6 会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会において別に定めるところによるものとする。
  - 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

ること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号に規定する報告をするため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査に関し必要な事項は、法令又はこの定款によるほか、監事全員の同意により、別に定める。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(理事の取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、第43条に定めるところによるものとする。

(役員責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員一般法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で前項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第32条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号の規定による場合は当該理事が、同項第4号後段の規定による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面を開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定により理事会を招集する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日として通知しなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、役員の実員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第7項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第6章 財産及び会計

(財産の種別等)

第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で別に定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 一般社団法人に移行した以後に用途の定めなく寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会において別に定める。

(財産の管理及び運用)

第45条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第5号まで及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、同項第3号の公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 5 この法人は、定時総会の終了後遅滞なく、法令及び第61条で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第49条 この定款は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

（合併等）

第50条 この法人は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第51条 この法人は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第8章 支部

(支部の設置等)

第53条 この法人は、必要に応じ従たる事務所として都道府県以上の地域を単位として、支部を設置することができる。

2 支部を設置するときは、理事会の決議によるものとする。これを変更又は廃止するときも同様とする。

(支部の運営)

第54条 支部の組織及び運営その他支部に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第9章 委員会、事務局等

(委員会)

第55条 この法人には、特別の事項について調査研究を行うため、理事会において別に定めるところにより、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 委員会の構成その他委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長ほか所要の職員を置き、このうち事務局長及び重要な職員については、理事会の承認を経て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(検査事務所等)

第57条 会長は、検査、検定等の事業を行うため、理事会の決議により、検査事務所を置くことができる。

2 会長は、理事会の決議により、クレーン又は移動式クレーンの実技教習を行う

ための施設を置くことができる。

(検査員等)

第58条 会長は、この法人の事業の達成のため必要があると認めるときは、主たる事務所及び検査事務所に検査員及び検定員を置くことができる。

## **第10章 情報公開及び個人情報の保護**

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第11章 公益目的支出計画**

(公益目的支出の義務)

第62条 この法人は、法令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施が完了するまでの間、各事業年度ごとに公益目的支出計画実施報告書を策定する。

## **第12章 補 則**

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、鈴木浩平及び古川祐二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本改正は、平成24年6月20日から施行する。（第23条第1項第1号）
- 5 本改正は、平成28年6月20日から施行する。（第3条及び第4条第1項第2号）

# 一般社団法人日本クレーン協会 役員名簿

令和8年6月22日

No.	役職	氏名	所 属	備 考
1	会 長	曄道 佳明	(一社) 日本クレーン協会	代表理事
2	副 会 長	佐々木 雄輝	(株) 大林組	
3	副 会 長	中川 猛	住友重機械搬送システム (株)	
4	専務理事	毛利 正	(一社) 日本クレーン協会	代表理事
5	理 事	古口 光	清水建設 (株)	
6	理 事	中井 健二	住友重機械建機クレーン (株)	
7	理 事	堀内 宗典	(株) タダノインフラソリューションズ	
8	理 事	宮本 佳典	日本製鉄 (株)	
9	理 事	矢頭 宗泰	日本ビソー (株)	
10	理 事	干場 一洋	(株) 三和重機	北海道支部
11	理 事	遠山 善彦	(株) 遠山鐵工所	埼玉支部
12	理 事	萩尾 勇樹	J F E スチール (株)	千葉支部
13	理 事	米村 幸雄	大成建設 (株)	東京支部
14	理 事	南 周徳	(株) 金太	北陸支部
15	理 事	安藤 武志	ヤマザキマザックマニュファクチャリング (株)	岐阜支部
16	理 事	高橋 浩二	(株) U A C J	東海支部
17	理 事	大矢部 直樹	ジャパンマリンユナイテッド (株)	三重支部
18	理 事	小林 和彦	(株) 大林組	近畿支部
19	理 事	小林 一弘	コベルコ建機 (株)	兵庫支部
20	理 事	中島 英晶	ナカシマプロペラ (株)	東中四国支部
21	理 事	宗野 雄二	(株) タダノ	香川支部
22	理 事	岡田 章	三菱電機 F A 産業機器 (株)	福岡支部
23	理 事	高橋 慎一	三菱重工業(株)	長崎支部
1	監 事	荻野 恒	(株) 大倉製作所	
2	監 事	村上 武之	村上公認会計士・税理士事務所	

(支部長以外の理事は五十音順)

# 令和7年度事業報告（抄）

## 1 調査・研究活動

### （1）技術審議会

令和7年9月22日及び令和8年3月23日に技術審議会を開催し、以下の事項について審議した。

ア 各専門委員会等の活動報告、委員会相互の調整事項及び活動計画について、各委員長及び事務局から説明がなされ、審議の上、承認された。

イ 日本クレーン協会規格（以下「JCAS」という。）及び日本クレーン協会技術仕様書（以下「JCA TS」という。）の制定及び改定について審議した。

（ア）JCAS「クレーン等の構造部分に使用する鋼材の基準」制定案については、序文における位置付けを明確にするための文章を追加することを条件として承認された。

（イ）JCA TS「クレーン等構造用鋼材分類基準」制定案については、原案どおり承認された。

（ウ）JCAS 2001-2004「移動式クレーンの安全装置の使用状況を外部表示する場合の基準」改定案については、本文の一部修正を条件として承認された。

（エ）JCAS 2008-2018「移動式クレーンの構造部分に限界状態設計法を適用するための指針」改定案については、解説への文章を追加することを条件として承認された。

### （2）専門委員会

ア クレーン委員会

厚生労働省発出のデジタル技術を活用した点検・定期検査の実施を可能とする通達を受け、協会発行図書「天井クレーンの定期自主検査指針・同解説」について、改訂に向けた見直し検討を行った。また、無線操作装置に係る検査項目について改正案を作成し、厚生労働省に指針改正案として提出した。

イ 移動式クレーン委員会

（ア）JCAS 2001-2004「移動式クレーンの安全装置の使用状況を外部表示する場合の基準」について、つり上げ荷重3トン未満を含めるよう適用範囲を拡大するとともに、3色灯を用いた負荷率表示基準の明確化を図る改定案を作成し、技術審議会での審議に付した。

（イ）積載形トラッククレーンの過負荷制限装置について、令和6年度にJCASを改定したが停止型は必ずしも普及が進んでいないところ、転倒による災害防止を図るため、「高度安全機械等導入支援補助金」制度を一層周知し普及す

るための具体案を検討し、チラシの作成及びトラック販売店への働きかけ等を実施した。

#### ウ エレベーター委員会

安全教育用テキスト「工事用エレベーターの組立(解体・クライミング)安全作業マニュアル」について、根幹部分に対して全面的な見直しを行い、リスクアセスメントの導入をはじめとする最新の安全管理手法を反映させる改訂作業を進めた。さらに、エレベーターに関する災害事例を追加し、災害分析を行い、典型的な災害発生パターンについて整理し、インデックス化に向けた検討を行った。

#### エ ゴンドラ委員会

JIS B 8839 : 2014「ゴンドラ操作部分の文字、図記号及びこれらの表示方法」について、現状に則した、より視認性の高い内容とするための見直しを検討し、日本規格協会のJIS公募制度に応募した。また、令和7年度下期からの検討は、JIS原案作成委員会ゴンドラ分科会に移行した。

#### オ ワイヤロープ委員会

令和7年に改訂されたISO 16625:2025「クレーン及びホイストーワイヤロープ、ドラム及びシーブ」を基に、JCAS制定を念頭に置き、国内で活用可能な選定手法について検討を行った。

また、ISO 16625:2025に規定されるロープタイプ疲労寿命係数に関し、JCAS化に向けた基礎データの蓄積を目的とし、マルチストランドワイヤロープ及び3ストランド/4ストランドワイヤロープの耐回転性ロープの疲労試験に向けた準備を行った。

#### カ 設計原則検討委員会

(ア) JCAS 2008「移動式クレーンの構造部分に限界状態設計法を適用するための指針」について、2022年に改正された限界状態設計法に関連するJIS B 8833-1及びJIS B 8833-2の内容を確認し、これらの改正内容を反映した改定案を作成し、技術審議会での審議に付した。

(イ) クレーン等の構造部分に使用する鋼材について、母材及び溶接部に求められる要件の検討を行い、JCAS「クレーン等の構造部分に使用する鋼材の基準」制定案及びJCA TS「クレーン等構造用鋼材分類基準」制定案を作成し、技術審議会での審議に付した。

#### キ タワークレーン遠隔操作の安全確保委員会

「タワークレーンの遠隔運転実施のための安全確保ガイドライン(案)」について、制定案に向けた検討を行った。

また、令和8年1月には、厚生労働省に設置された「機械の無人運転における安全確保等に関する専門家検討会」に本委員会委員が出席し、タワークレーンの遠隔運転に関するヒアリングを受け、ガイドライン（案）作成の経緯や模擬認証の取組について説明するとともに、今後の制度整備に関する要望を行った。

### **（3）国際標準化機構（ISO/TC96、クレーン）**

#### **ア ISO/TC96国内審議委員会（SC2～10分科会）**

中国・杭州において開催されたTC96国際会議（令和7年4月23日～30日）に向けて、予定議題に関する我が国の意見及び回答等を検討するとともに、専門家9名及び協会職員2名の計11名を我が国代表として同国際会議に派遣した。

#### **イ ISO/TC96/SC5幹事国業務等（SC5分科会、使用・操作・保守）**

ISO/TC96/SC5幹事国事務局として、会議議題案、事務局報告その他の作成・準備を行い、SC5メンバー国に回付するとともに、TC96国際会議においてSC5国際会議を主催した。

#### **ウ ISO/TC96/SC8幹事国業務等（SC8分科会、ジブクレーン）**

ISO/TC96/SC8幹事国事務局として、会議議題案、事務局報告その他の作成・準備を行い、SC8メンバー国に回付するとともに、TC96国際会議においてSC8国際会議を主催した。

#### **エ 風に対する安全管理分科会**

我が国が提案しているISO/PWI TS 24658-1「クレーン—使用者のための風に対する安全管理の原則」について、各国エキスパートから意見を聴取し、令和7年4月に国際会議を開催して審議した。その後、危険事象の洗い出し等について、規格本文に明示すべき内容を国内分科会において検討し、令和8年4月開催予定の国際会議に付議するため、修正案として取りまとめ、提出した。

### **（4）日本産業規格（JIS）原案作成委員会**

ア 令和6年度公募案件に応募した、JIS B 8823-1：2001「クレーン操作装置—操作レバー等の配置及び操作方法—第1部：一般」について、改正原案を作成し、日本規格協会へ提出した。

イ ゴンドラ委員会にて見直しを検討してきたJIS B 8839：2014「ゴンドラ操作部分の文字、図記号及びこれらの表示方法」について、改正原案の検討を行った。

### **（5）日本機械学会との連携事業**

令和7年9月7日から10日に北海道大学で開催された日本機械学会年次大会において、「公開先端技術フォーラム」を一般社団法人日本機械学会と共同開催し、「大型機械の遠隔操作・監視・点検」をテーマに計4件の講演を実施した。

## (6) クレーン等の検査・検定制度の斉一的・効果的運用に向けた検討事業

令和6年5月改正の労働安全衛生法において、製造許可のうち設計審査及び製造時等検査について、民間の登録機関による実施を可能とする制度が導入されたところ、厚生労働省から「クレーン等の設計審査・検査・検定制度の斉一的・効果的運用に向けた検討事業」の委託を受け、検査基準及び判定基準の策定を行う専門家委員会を計18回開催した。令和7年11月に中間報告書として基準案を、令和8年3月には最終報告書として解説案を作成完了した。成果物は厚生労働大臣告示及び労働基準局通達発出（令和8年3月末）として活用された。また、制度改正に関する周知資料を作成し、厚生労働省が指定する行政機関及びクレーン等関係団体約400箇所へ送付するなど、製造者、販売・輸入者、ユーザー等に対する周知を行った。

## 2 性能検査及び型式検定

### (1) 性能検査

#### ア 性能検査の実施

クレーン等の性能検査台数 87,708台

#### イ 全国検査事務所長会議の開催

検査業務の斉一的運用を図るとともに、検査管理業務遂行上の諸問題等を討議するため、令和7年10月23日に全国検査事務所長会議を開催した。

#### ウ 検査員資格取得研修の実施

検査員の資格取得のため、次のとおり厚生労働大臣の定める研修を行った。

期 間 令和7年4月1日～令和7年6月16日

人 員 9名(ほか行政官で有資格者2名)

#### エ 検査員技術研修等の実施

(ア) 令和8年2月13日にゴンドラについて、令和8年2月26日～27日に移動式クレーンについて、令和8年3月11日～12日にクレーンについて、それぞれ「検査員技術研修実施要領」に基づき、設計、工作及び点検・整備並びに検査における留意点等に係る研修を行った。

(イ) 検査業務2年目を迎える検査員に対し、令和8年1月7日～9日に、「検査技術向上研修実施要領」に基づき、検査実施時の安全管理、検査機器の適切な使用方法、模擬検査の実施等に係る研修を行った。

#### オ 監査指導の実施

検査事務所における検査業務の適正化を図るため、「監査指導実施要領」に基づき本部が6検査事務所に対して監査指導を行った。

カ 検査情報総合システムの更新について、開発業者とともに問題点の修正を行い、本格稼働に向けて調整を行った。

キ 受検者等に対するサービスの向上

(ア) クレーン等関係情報の収集

クレーン等に関する事故事例、災害防止対策等受検者の参考となる情報の収集に努め、情報用端末を活用して本部から各検査事務所に配信した。

(イ) 受検者等への情報提供

性能検査時に、本部からの配信情報やクレーン等の保守管理上の留意事項を受検者に積極的に提供する等、サービスの向上に努めた。

ク 特別検査の実施

国や地方自治体に設置されているクレーン等について、特別検査業務規程に基づき検査を行った。

## (2) 型式検定

新規検定 7件

更新検定 45件

## 3 広報啓発活動

### (1) 「クレーンの日」に係る安全活動の実施

クレーンの日のスローガン及びポスター写真を公募し、応募のあった作品から選考を行った。令和7年度のスローガンは「吊るす責任 支える誇り クレーンが運ぶ確かな安全」を選定し、ポスター写真は、クレーン船を題材とするものを選定した。

併せて、当該スローガンを含めた実施要綱を作成し、ポスターとともに会員等に配布し、クレーン安全に係る機運の醸成を図った。

また、令和7年9月30日の日刊工業新聞において、クレーンの日についての広報を行った。

### (2) 第45回全国クレーン安全大会の開催

令和7年10月9日（木）、10日（金）に岐阜市の「ぎふしんフォーラム」において、予定どおり1日目に総合集会として優良クレーン関係従事者等表彰式、講演等を行った。特別講演は、社会安全研究所の芳賀繁先生より「新しい労災防止のマネジメント～「失敗を減らす」から「成功を増やす」へ」をテーマとして実施した。2日目はクレーン等の製造者・使用者の集いとして、クレーン等の技術の向上、事故・災害の防止等に関し4つの題材について研究発表を行った。

### (3) 第19回全国クレーン安全運転競技大会の開催

本部・教習センターにおいて、令和7年10月31日（金）に全国から選抜された9名の選手の参加により開催し、優勝者には厚生労働大臣賞が授与された。

なお、競技の審査方法及び審査基準における審査項目、各項目の採点及び失格事項について、今回の競技大会の結果を踏まえ、より一層の公正かつクレーン災害防止に向けた内容となるよう検討する。

#### **（４）優良クレーン関係業務従事者等の表彰**

令和7年度優良クレーン関係業務従事者及び令和7年度優良クレーン等整備事業者の選考を行い、優良クレーン等運転業務従事者42名、優良玉掛け業務従事者9名、優良クレーン等整備従事者13名、優良クレーン等整備事業者3事業者を選出し、第45回全国クレーン安全大会総合集会において表彰式を実施した。

#### **（５）技術情報、災害分析、災害防止対策の情報提供**

令和6年における死亡災害のうち、クレーン等に係る死亡災害の発生状況等について、厚生労働省と調整を図り確定し、分析結果をクレーン年鑑等に掲載した。災害事例については、労働安全衛生総合研究所と連携し取りまとめ、順次、機関誌「クレーン」に掲載することとしている。

また、ホームページのクレーン等災害事例について、これまでの364事例から55事例増やすとともに、機種別、現象別に加えて、業種、災害原因別にも検索機能を増やすなど、災害事例をクレーン安全に関する教育により活用しやすくした。

#### **（６）定期自主検査ステッカー制度の普及**

定期自主検査の実施を促進するため、定期自主検査ステッカー制度の普及に努めた。

#### **（７）その他広報等の充実**

ア 行政、関係団体等が実施する広報活動等について、機関誌「クレーン」、ホームページ等を活用し周知等に協力した。

イ クレーンの日をはじめ、全国クレーン安全大会、表彰等について新聞等に取り上げられるよう、積極的に広報を行った。

## **4 出版事業**

### **（１）図書等の発行**

ア テキスト等図書について、労働安全衛生法、クレーン等安全規則の改正、JCA Sの改正等を受けた必要な改訂作業を進めた。

イ 「クレーン等各構造規格の解説」について、前回改訂以降に行政より示された適用除外の追加等必要な改訂作業を行い、令和7年9月改訂版を発行した。

ウ クレーン・デリック及び移動式クレーンの「運転士免許試験公表試験問題及

び解答解説」について令和8年1月に発行した。

エ その他クレーン等に係る映像等資料の改訂または作成について検討を進めた。

## (2) 機関誌等の発行

ア 機関誌「クレーン」について、編集委員会を毎月開催し、読み易い誌面構成と会員ニーズに沿った掲載内容の充実に努めた。また、同誌を毎月発行し会員に配付している。

イ 「令和7年版クレーン年鑑」を令和7年12月に発行した。

## 5 支部事業

### (1) 登録教習、安全教育等の実施

登録教習機関としてクレーン関連業務に係る実技教習、各種技能講習をはじめ、特別教育、安全教育(再教育)等の教育事業を実施し、計59,705人のクレーン等の安全作業に係る人材の育成を図った。

### (2) 諸事業の実施

ア 「クレーンの日」に係る安全活動等の実施

(ア) 「クレーンの日」に係るポスター、実施要領を会員事業場等に配布し安全作業に係る機運の醸成に努めた。

(イ) 一部支部においてクレーン安全運転競技大会を開催した。

(ウ) 第45回全国クレーン安全大会への参加勧奨に積極的に取り組んだ。

(エ) 都道府県労働局・労働基準監督署が行う労働災害防止対策に積極的に協力し、関係団体とともに安全衛生活動を推進した。

(オ) 優良クレーン関係業務従事者の支部長表彰を行った。

イ 図書の販売促進

図書の販売促進に努めている。

ウ 会員の拡大及び会員サービスの充実

図書販売、教育事業における会員サービスの実施及び支部会報の発行、支部ホームページの充実等会員サービスの充実に努めている。

エ ブロック別支部事務局長会議等の開催

東日本、東海北陸、近畿、西日本の4ブロックに分かれ、ブロック支部事務局長会議等を開催し、教育講習事業等における支部の課題についての支部間での情報交換を積極的に行った。

また、同会議に本部からも出席し、必要な助言等を行った。

## 6 事業活動の基盤強化

### **(1) コンプライアンスの徹底**

当協会の実施する各種事業について、法令及び各関係規定等の遵守に努め、とりわけ前年度にコンプライアンス上の問題のあった支部に対しては、本部において、該当支部の令和7年度上半期における各講習の実施計画及び実施結果を全件点検し、点検結果に基づいた改善指示を発する取組を実施した。

### **(2) 効果的かつ適切な業務運営**

事業の実施に当たり、効果的かつ適切な業務運営を図るため、すべての役職員がコスト意識を持つとともに業務の合理化に努めた。

### **(3) 内部監査等の実施**

ア 登録教習事業の実施においてコンプライアンスの徹底を図るため、前年度におけるコンプライアンス上の課題を他支部においても点検できるよう充実させたものを全支部に送付して活用させる等、支部における内部監査規程に基づく教育事業監査をより一層的確に実施できるようにさせ、コンプライアンスの徹底を図った。また、より適切かつ効果的な教育講習の実施のため本部による必要な業務指導を8支部に対して実施した。

イ 経理事務の適正化を図るため、支部及び検査事務所に対し、経理実地監査を6検査事務所及び5支部に対して実施した。

### **(4) 研修の実施**

ア 新たに就任した支部事務局長等5名を対象として、新任支部事務局長研修を実施した（8月18日～19日）。

イ 新たに就任した検査事務所長4名を対象として、新任検査事務所長研修を実施した（8月21日～22日）。

### **(5) 支部の行う教育講習事業への支援**

令和6年度の教育企画委員会の検討を踏まえ、令和7年度における支部の教育講習事業等の支援策を検討した。特にアの技能講習等で使用するパワーポイント資料について本部において作成し、各支部に配付し、支部講師が活用できるようにした。今後、質の高い講習ができるよう講師研修を行い支部講師の確保に資する。

ア クレーン運転、玉掛け作業等に関連する技能講習・特別教育等で使用する説明用教材の開発

イ 安全衛生教育等における講師養成研修の実施

ウ 外国人に対する技能講習の実施について、各支部、関係団体等の情報収集

エ 「インターネット等を介したeラーニング等により行われる技能講習等の実施ガイドライン」等の周知について（厚生労働省通達（令和3年9月1日付け基安

- 安発0901第3号他)) を踏まえたオンライン教育講習の実施
- オ ホームページの充実に係る検討
- カ 小型移動式クレーン等のVRを活用した安全教育等
- キ 会員への情報提供等サービスの充実

#### **(6) 会員拡大及び会員サービスの検討**

引き続き会員拡大等に係るニーズ等の把握、好事例の収集等を行い、会員の拡大、会員サービスの充実に向けた検討を進めることとしている。

### **7 諸会議の開催**

#### **(1) 定時総会**

第14回定時総会（令和7年6月23日・第一ホテル両国）

#### **(2) 通常理事会**

第60回通常理事会（令和7年5月30日・本部）

第61回通常理事会（令和7年9月26日・みなし決議による理事会）

第62回通常理事会（令和7年12月3日・本部）

第63回通常理事会（令和8年3月11日・本部）

# 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	2,087,881,159	1,969,966,410	117,914,749
売掛金	12,262,080	16,004,555	△ 3,742,475
未収金	15,454,819	9,413,207	6,041,612
前払金	28,869,445	15,564,207	13,305,238
貯蔵品	4,679,187	3,139,689	1,539,498
棚卸資産	108,956,496	92,605,105	16,351,391
仮払金	69,800	39,535	30,265
流動資産合計	2,258,172,986	2,106,732,708	151,440,278
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	214,312,184	204,699,655	9,612,529
建設資金積立資産	168,805,415	213,034,315	△ 44,228,900
建物等修繕積立資産	177,500,000	173,500,000	4,000,000
土地購入積立資産	48,000,000	48,000,000	0
教材機器購入等積立資産	64,137,368	61,137,368	3,000,000
減価償却引当資産	979,983,176	955,303,500	24,679,676
教材機器	1	1	0
システム改善積立資産	10,000,000	10,000,000	0
特定資産合計	1,662,738,144	1,665,674,839	△ 2,936,695
(2) その他固定資産			
土地	3,444,278,964	3,444,278,964	0
建物	1,627,702,731	1,642,723,620	△ 15,020,889
構築物	59,663,385	63,989,525	△ 4,326,140
建物附属設備	152,861,888	173,135,652	△ 20,273,764
什器備品	27,376,015	21,143,495	6,232,520
検査機器	431	431	0
検定機器	15	15	0
教材機器	77,882,381	94,540,702	△ 16,658,321
車両運搬具	8	8	0
敷金・保証金	74,154,632	75,068,596	△ 913,964
建設仮勘定		771,100	△ 771,100
借地権	3,929,336	3,929,336	0
事業運営引当資産	3,498,611,500	3,498,611,500	0
安定資金積立資産	772,470,105	790,863,693	△ 18,393,588
リース資産	232,639,770	47,053,226	185,586,544
ソフトウェア	5,560,247	8,482,009	△ 2,921,762
水利権	108,299	185,511	△ 77,212
その他固定資産合計	9,977,239,707	9,864,777,383	112,462,324
固定資産合計	11,639,977,851	11,530,452,222	109,525,629
資産合計	<b>13,898,150,837</b>	<b>13,637,184,930</b>	<b>260,965,907</b>
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	137,842,946	139,635,137	△ 1,792,191
前受金	263,700,070	248,064,586	15,635,484
預り金	16,868,593	17,719,791	△ 851,198
未払法人税等	194,858,300	232,034,700	△ 37,176,400
未払消費税等	22,619,700	55,048,600	△ 32,428,900
賞与引当金	145,911,700	141,887,849	4,023,851
流動負債合計	781,801,309	834,390,663	△ 52,589,354
2 固定負債			
退職給付引当金	212,386,334	203,467,757	8,918,577
役員退職慰労引当金	4,036,500	2,983,500	1,053,000
リース債務	232,639,770	47,053,226	185,586,544
固定負債合計	449,062,604	253,504,483	195,558,121
負債合計	<b>1,230,863,913</b>	<b>1,087,895,146</b>	<b>142,968,767</b>

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
教材機器	1	1	0
指定正味財産合計	1	1	0
(うち基本財産への充当額)			(0)
(うち特定資産への充当額)	(1)	(1)	(0)
2 一般正味財産	12,667,286,923	12,549,289,783	117,997,140
(うち基本財産への充当額)			(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,448,425,959)	(1,460,975,185)	(△12,549,226)
正味財産合計	<b>12,667,286,924</b>	<b>12,549,289,784</b>	<b>117,997,140</b>
負債及び正味財産合計	<b>13,898,150,837</b>	<b>13,637,184,930</b>	<b>260,965,907</b>

# 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	4,144,337	786,459	3,357,878
② 受取会費			
受取会費	129,970,000	132,567,500	△ 2,597,500
③ 事業収益	1,778,962,684	1,775,234,928	3,727,756
クレーン大会収益	372,900	443,300	△ 70,400
広告収益	27,034,345	26,809,585	224,760
図書刊行収益	5,747,607	6,984,484	△ 1,236,877
図書発送収益	82,800	69,800	13,000
会報頒布収益	1,622,493	1,450,253	172,240
登録教習事業収益	1,125,505,617	1,109,452,572	16,053,045
安全教育等事業収益	238,421,049	248,606,156	△ 10,185,107
教材収益	374,043,020	374,374,593	△ 331,573
教材発送収益	4,870,957	5,196,675	△ 325,718
その他の事業収益	1,261,896	1,847,510	△ 585,614
④ 検査収益	2,417,877,160	2,442,113,750	△ 24,236,590
検査収益	2,407,056,410	2,432,092,520	△ 25,036,110
特別検査収益	10,820,750	10,021,230	799,520
⑤ 検定収益			
検定収益	3,145,230	3,658,380	△ 513,150
⑥ 受取受託収益			
事務受託収益	350,900	1,545,000	△ 1,194,100
⑦ 雑収益	60,236,447	45,939,772	14,296,675
受取利息	15,106,797	3,820,936	11,285,861
雑収益	45,129,650	42,118,836	3,010,814
⑧ 検定雑収益			
検定雑収益	422,180	247,880	174,300
経常収益計	4,395,108,938	4,402,093,669	△ 6,984,731
(2) 経常費用			
① 事業費			
調査研究費	6,256,282	8,436,187	△ 2,179,905
ISO委員会費	6,875,771	8,050,454	△ 1,174,683
年鑑発行費	1,203,351	1,189,188	14,163
クレーン大会費	4,385,570	5,405,158	△ 1,019,588
安全教育費	662,446		662,446
競技大会費	716,754	694,946	21,808
優良運転士表彰費	367,312	384,780	△ 17,468
委託費	375,000	1,044,360	△ 669,360
図書刊行費	71,766,235	65,600,043	6,166,192
会報発行費	35,119,667	33,523,622	1,596,045
登録教習事業費	310,196,631	315,985,985	△ 5,789,354
安全教育等事業費	51,322,328	53,666,355	△ 2,344,027
教材費	13,073,750	12,828,207	245,543
その他の事業費	25,653,303	29,040,461	△ 3,387,158
給与手当	1,604,550,260	1,556,770,158	47,780,102
臨時雇賃金	107,428,442	87,611,455	19,816,987
通勤費	32,054,888	31,318,463	736,425
退職給付費用	47,779,811	54,641,855	△ 6,862,044
中退金共済掛金	10,961,898	9,960,020	1,001,878
賞与引当金繰入額	145,639,700	141,086,849	4,552,851

科 目	当年度	前年度	增 減
企業年金掛金	14,646,407		14,646,407
福利厚生費	275,474,254	268,478,591	6,995,663
会議費	4,180,142	5,091,811	△ 911,669
広報費	9,513,485	8,494,834	1,018,651
職員研修費	8,495,027	11,826,510	△ 3,331,483
旅費交通費	189,315,340	194,932,909	△ 5,617,569
通信運搬費	57,904,646	44,914,176	12,990,470
消耗什器備品費	9,621,291	8,936,445	684,846
検査機器整備費	1,723,679	1,478,786	244,893
消耗品費	43,313,268	37,872,338	5,440,930
修繕費	14,564,503	11,921,277	2,643,226
印刷製本費	3,738,561	4,111,743	△ 373,182
光熱水料費	41,695,980	40,120,809	1,575,171
賃借料	173,309,518	173,033,199	276,319
移転諸費	815,685	1,399,122	△ 583,437
保険料	9,292,830	8,626,217	666,613
諸謝金	9,015,043	6,301,218	2,713,825
減価償却費	181,965,389	172,931,359	9,034,030
租税公課	484,100,552	664,102,713	△ 180,002,161
○A化開発等費	924,132	1,114,427	△ 190,295
業務費	5,698,883	6,311,715	△ 612,832
保守料	72,235,672	57,992,525	14,243,147
雑費	68,122,834	62,841,823	5,281,011
事業費計	<b>4,156,056,520</b>	<b>4,210,073,093</b>	<b>△ 54,016,573</b>
② 検定事業費			
検定諸費	7,050,793	6,695,566	355,227
検定事業費計	<b>7,050,793</b>	<b>6,695,566</b>	<b>355,227</b>
③ 特定寄附金			
特定寄附金	<b>60,000,000</b>	<b>60,000,000</b>	<b>0</b>
④ 管理費			
給与手当	8,386,417	8,521,046	△ 134,629
臨時雇賃金	340,950	240,064	100,886
通勤費	243,513	221,617	21,896
退職給付費用	445,020	417,358	27,662
賞与引当金繰入額	837,000	801,000	36,000
企業年金掛金	452,981		452,981
福利厚生費	1,148,148	1,175,881	△ 27,733
会議費	28,203,238	28,685,391	△ 482,153
旅費交通費	1,677	188	1,489
通信運搬費	160,788	131,301	29,487
消耗什器備品費	14,230	1,843	12,387
修繕費	66,858	17,936	48,922
消耗品費	21,415	18,253	3,162
光熱水料費	137,268	108,866	28,402
賃借料	1,505	2,925	△ 1,420
保険料	18,932	17,141	1,791
諸謝金	1,378,390	1,449,594	△ 71,204
減価償却費	1,712,188	959,690	752,498
租税公課	658,326	626,499	31,827
広報費	498,762	199,782	298,980
業務費	78,744	73,500	5,244
保守料	377,529	357,577	19,952
雑費	384,815	334,227	50,588
管理費計	<b>45,568,694</b>	<b>44,361,679</b>	<b>1,207,015</b>
經常費用計	<b>4,268,676,007</b>	<b>4,321,130,338</b>	<b>△ 52,454,331</b>

科 目	当年度	前年度	増 減
-----	-----	-----	-----

	評価損益等調整前当期経常増減額	126,432,931	80,963,331	45,469,600
	基本財産評価損益等			
	特定資産評価損益等			
	投資有価証券評価損益等			
	評価損益等計	0	0	0
	当期経常増減額	126,432,931	80,963,331	45,469,600
2	経常外増減の部			
(1)	経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
(2)	経常外費用			
①	固定資産売却損	0	1	△ 1
	什器備品売却損		1	△ 1
②	固定資産除却損	8,435,791	11	8,435,780
	建物除却損	6,424,001		6,424,001
	建物附属設備除却損	1,977,585	10	1,977,575
	構築物除却損	3		3
	什器備品除却損	34,202	1	34,201
	経常外費用計	8,435,791	12	8,435,779
	当期経常外増減額	△ 8,435,791	△ 12	△ 8,435,779
	当期一般正味財産増減額	117,997,140	80,963,319	37,033,821
	一般正味財産期首残高	12,549,289,783	12,468,326,464	80,963,319
	一般正味財産期末残高	12,667,286,923	12,549,289,783	117,997,140
II	指定正味財産増減の部			
①	一般正味財産への振替額			
	一般正味財産への振替額			0
	当期指定正味財産増減額			0
	指定正味財産期首残高	1	1	0
	指定正味財産期末残高	1	1	0
III	正味財産期末残高	12,667,286,924	12,549,289,784	117,997,140